

倉吉市新型インフルエンザ等対策行動計画

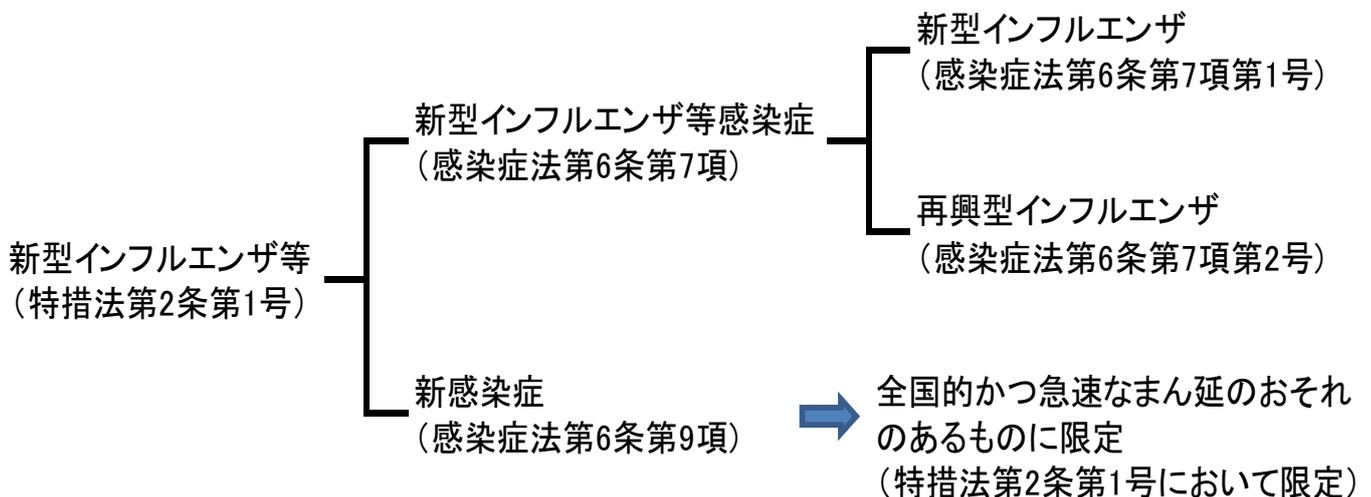
【 概 要 版 】

倉 吉 市

計画策定の経緯

- 1 新型インフルエンザは数十年周期で発生しており、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。
- 2 平成 21 年にメキシコで確認された新型インフルエンザが世界的な大流行となり、政府ではこの教訓を踏まえて対策の強化を目的に、新型インフルエンザと同様の危険性の高い新感染症も対象とする国家の危機管理の法律として平成 24 年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)が公布された。
- 3 この特措法では、国、県、市町村がそれぞれ対策の実施計画を作成することが定められており、国では平成 25 年 6 月、鳥取県では平成 26 年 1 月に新型インフルエンザ等対策行動計画が作成されたところである。
- 4 本市においては、国及び県の行動計画に基づき「倉吉市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、対策の充実や強化を図る。

対象となる感染症



※感染症法の正式法令名は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

※エボラ出血熱やデング熱などの感染症は対象となっていません。

新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

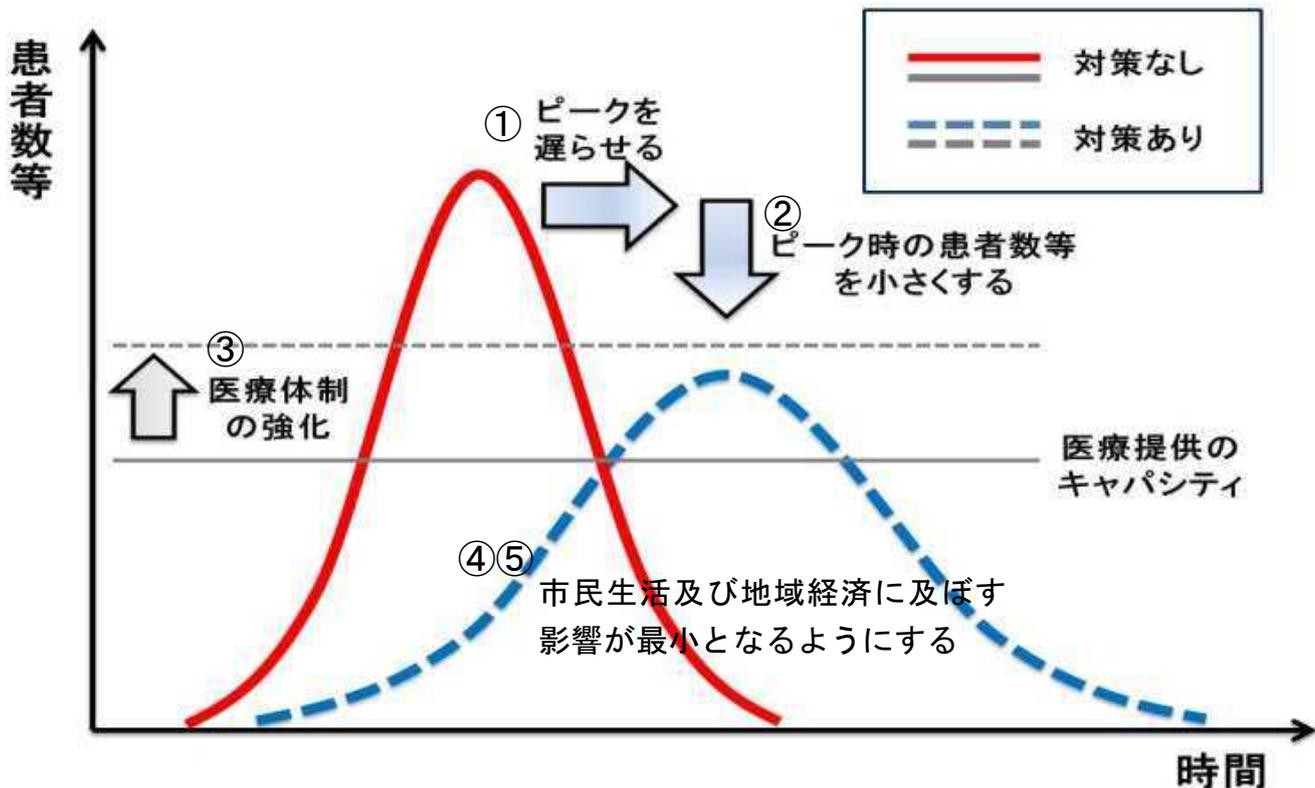
1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ①感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ②流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
 - ③医療提供体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ①②③の結果より、適切な医療の提供が可能となり重症者数や死亡者数を減らす。

2 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ④地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ⑤事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

《対策の効果 概念図》



※対策は、社会全体で取り組むことでその効果が発揮されることから、国、県、市の役割の他に関係機関等や事業者、市民それぞれが役割分担した上で、連携・協力して推進する。

市行動計画のポイント

1 対策の概要

2つの目的を達成するための具体的な対策について5項目に分けて立案

項 目	主 な 特 色
1. 実施体制	対策会議及び市長を本部長とした対策本部の設置
2. 情報提供・共有	相談窓口の準備・設置 市民への情報提供・各主体との情報共有・連携体制の構築と実施
3. 予防・まん延防止	マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策を周知し、理解促進を図る
4. 予防接種	特定接種の実施体制整備 住民接種の実施体制整備 予防接種に係る広域連携体制の確立
5. 市民生活及び地域経済の安定の確保	要援護者への生活支援・埋火葬の円滑な実施 物資の適正流通

2 発生段階の設定

【市行動計画の発生段階と県・国における発生段階の対応表】

市・県行動計画の発生段階	国における発生段階
<未発生期> 新型インフルエンザ等が発生していない状態	
<海外発生期> 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
<県内未発生期> 県内では、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	(国内発生早期) 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
<県内発生早期> 県内では、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(国内感染期) 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
<県内感染期> 県内で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
<小康期> 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

各発生段階における対策

(注) 発生段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択して実施 **緊**：緊急事態宣言時のみ、必要に応じて行う措置

	段 階	未発生期	海外発生期	県内未発生期/県内発生早期	県内感染期	小康期
項 目	行動目標 対策	対策の構築と準備 情報収集	県内・市内発生に備えた体制 整備	県内での感染拡大をでき るだけ阻止	健康被害の軽減 社会機能への影響の最小 化	社会機能の回復及び流行の第 二波に備えた対策の評価
1 実施体制	市対策本部	市対策本部設置前は市対策会議において対策を決定（必要に応じ、市対策本部を設置） 市対策会議 座長：副市長 副座長：健康福祉部長 構成員：総務部長・防災安全課長・市民課長、健康福祉部各課長、企画産業部長・商工観光課長・環境課長、教育委員会事務局長・教育総務課長・学校教育課長、水道局長・業務課長・工務課長 事務局 ：健康推進課、防災安全課		緊 特措法に基づく市対策本部の設置 緊急事態宣言が発令された時若しくは本部長が判断した時 市対策本部 本部長：市長 副本部長：副市長 教育長 事務局長：防災調整監 本部長：総務部長、企画産業部長、健康福祉部長、建設部長、水道局長、消防団長 教育委員会事務局長 事務局 ：健康推進課、防災安全課		緊急事態措置の中止 市対策本部
2 情報提供・共有	相談体制	相談窓口の準備・設置				
	情報提供・共有	市民等への情報提供、各主体との情報共有・連携体制の構築と実施				
3 予防・まん延防止	感染対策	マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策を周知し、理解促進を図る				
4 予防接種	特定接種	特定接種の実施体制整備	国の方針に基づき対象となる市職員への特定接種を実施			
	住民接種	・住民接種の実施体制整備 ・予防接種に係る広域連携体制の確立	・住民接種の準備開始 ・集団接種実施体制の整備	・市民への新臨時接種を実施 ・ 緊 市民への臨時接種を実施		第二波に備えて市民への新臨時接種を実施
5 市民生活及び地域経済の安定の確保	要援護者支援	要援護者支援手続きの検討	要援護者への情報提供	要援護者への支援実施		流行の第二波に備えて、より効果的な対策を検討
	埋火葬対策	まん延時の火葬体制の検討	火葬体制の決定・準備	火葬体制の強化		
	物資の適正流通	通常の流通体制		緊 水の安定供給、生活関連物資等の買占め、売惜しみ対応（市民や事業者への呼びかけ）実施		

			<input checked="" type="checkbox"/> 生活関連物資等の価格の安定措置（調査・監視、事業者等への便乗値上げ防止の要請等）の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 市民への情報提供、相談窓口等の拡充	緊急事態措置の縮小又は中止
--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------